

○市立四日市病院物品調達等に関する要綱

令和4年4月1日

四日市市病院告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付け並びに印刷物の請負及び業務の委託（建設工事関係は除く。以下「物品調達等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 物品調達等については、四日市市物品調達等に関する要綱（平成16年四日市市告示第87号）を準用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。